

概論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等といった公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開しました。その結果、環境は全般的に改善され、清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然などすぐれた環境の保全に大きな成果をあげてきました。

しかしながら、都市化の進展やライフスタイルの変化などを背景に、自動車による大気汚染や騒音、身近な自然の減少など、都市・生活型の環境問題が課題となっています。

さらに、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理が確保される循環型社会の構築や、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題が緊急の課題であるほか、ダイオキシン類などの有害な化学物質に対する対策も必要となっています。

こうした課題の多くは、日常的な生活や事業活動に起因することから、従来の規制的あるいは個別的な手法だけでは十分には対応できない状況にあります。

一方で、生態系の価値や多様な自然環境の重要性に対する認識が高まるとともに、うるおいのある水辺や豊かな緑、美しい景観など、より質の高い環境の形成に対するニーズが高まってきています。

このような状況に対処するため、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持

続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定しました。また、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、次の区分に従い、環境の保全及び創造に向けて各種の施策を実施しています。

- ・ 基本的施策の推進
- ・ 安全で健康な生活環境の確保
- ・ 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- ・ 自然と共生したうるおいのある環境の実現
- ・ 快適な環境づくり
- ・ 地球環境の保全への行動と積極的貢献
- ・ 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動
- ・ 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

22年度において、環境の保全及び創造に関して講じた主な施策は以下のとおりです。

「基本的施策の推進」については、環境基本条例の目的を達成するため、環境を取り巻く状況の変化を反映して16年3月に改定した環境基本計画の推進に努めました。

「安全で健康な生活環境の確保」のため、大気環境の保全については、ブルースカイ計画に基づき、揮発性有機化合物(VOC)などの大気汚染物質の削減や自動車排出ガス

対策のためのエコドライブの普及啓発など、大気環境の保全を総合的かつ計画的に推進しました。また、福島第一原子力発電所の事故を受け、環境放射能調査を拡充しました。

水環境の保全については、水質環境計画（クリーンウォーター計画）に基づき、公共用水域及び地下水等の監視や公共下水道等の整備、工場・事業場の排水対策、水環境保全活動の啓発など水環境保全施策を総合的かつ計画的に推進しました。また、河川の水質環境基準の水域類型指定を見直しました。さらに、富山湾の水質保全を図るため、窒素・リンの削減対策や海域等における環境モニタリング等を実施しました。

土壌環境の保全については、土壌汚染対策法に基づき、市街地等の土壌汚染に対して適切に対応するとともに、「土壌汚染リスク情報管理システム」により、土壌汚染に関する情報の管理・活用を図りました。

地下水の保全については、冬期間の地下水位を常時把握するために導入したテレメータシステムにより、県民や関係機関等に対し、情報提供するとともに、リーフレットの作成・配布や消雪設備のパトロールなどにより地下水の節水や適正利用の意識啓発を図りました。また、富山地域及び高岡・射水地域において、地盤高の変動を把握するため、測量調査を実施しました。

騒音、振動のないやすらかな環境の実現については、自動車交通や航空機の騒音の状況を把握するとともに、市町村に対して技術支援を実施しました。

化学物質による環境汚染の防止については、ダイオキシン類に係る大気、水質等の環境調査や主な発生源の監視・指導を実施しました。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）に基づき、事業者の化学物質の排出量等について集計、公表を行いました。さらに、化学物質管理計画の策定については、策定例を業種別に示すとともに、管理計画の策定状況に関する実態調査結果を踏まえ、管理計画の策定を促進するための方策を検討

しました。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、15年3月に策定した廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）や19年3月に策定した「廃棄物循環的利用推進指針」に基づき、県民、事業者及び市町村の取組みを支援するとともに、「環境とやま県民会議」を中心とした、県民総ぐるみの「ごみゼロ推進大運動」を推進しました。また、20年4月から始まった全国初の県内全域でのレジ袋無料配布取止めの定着化に向け県民総ぐるみでレジ袋を断り、マイバッグを使用する「ノーレジ袋県民大運動2010」を展開したほか、使用済小型家電等のリサイクルを推進しました。さらに、不法投棄等の防止対策として専従の監視指導員によるパトロールなどを実施したほか、長期間にわたり保管されているPCB廃棄物については、18年3月に策定したPCB廃棄物処理計画を推進し、20年11月からPCB廃棄物の処理を開始しました。

「自然と共生したうるおいのある環境の実現」については、県内4地区5か所の自然公園等にナチュラリストを配置し自然解説活動を実施したほか、ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催など、普及・啓発に努めました。また、自然公園におけるごみ持ち帰り運動や外来植物除去を継続して実施したほか、自然に親しむための施策として、立山黒部地区において、歩道の整備等を行いました。

人とのあつれきが深刻化しているイノシシやニホンザルについて、農林作物被害等を軽減し、人との共生を図るため、電気柵の普及等を推進しました。また、秋にツキノワグマ大量出没が発生したことから、ツキノワグマ保護管理計画に基づき安全対策と共生対策を図りました。さらに、有害鳥獣捕獲の中心の担い手となっている狩猟者の高齢化や減少が進んでいるため、狩猟免許試験を2回実施するなど、有害鳥獣捕獲の担い手育成・確保対策を実施しました。

とやまの森づくりの指針や施策の方向を示した「森づくりプラン」に沿って、水と緑の森づくり税を活用し、県民全体で支える森づくりを推進しました。

「快適な環境づくり」については、地域の特性を活かした優れた景観の保全及び創造を図るため、14年9月に制定した景観条例に基づき、うるおいのある景観づくりを総合的かつ計画的に推進したほか、美しい散村（散居）景観を保全するため、地域住民が主体となる活動を関係団体・市町村と連携して行いました。また、「とやまの名水」等の本県の優れた水環境を保全するため、県内の先駆的な活動団体等のほかに新たに、ホテルの名所を紹介するホームページを開設しました。さらに、良好な海岸環境を維持するため、23年3月に海岸漂着物対策を推進するための地域計画を策定しました。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、地球温暖化対策を地域レベルで計画的かつ体系的に推進するため、16年3月に策定した地球温暖化対策推進計画（とやま温暖化ストップ計画）に基づき、家庭や事業所における省エネの取組みの支援やエコドライブの普及啓発を行うなど、温室効果ガス排出量の削減対策を推進したほか、県民総ぐるみで実効性のある地球温暖化対策を推進し、脱温暖化社会を実現するため、学識経験者、県民団体、経済界及び行政からなる「地球温暖化対策県民会議」において、とやま温暖化ストップ計画の目標達成に向けた施策を総合的に検討しました。また、同計画の終期が22年度であることから、本県の温室効果ガスの排出状況や社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、同計画の改定を検討しました。さらに、「富山県地球温暖化防止活動推進センター」である(財)とやま環境財団と連携して、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や地球温暖化防止県民大会の開催等を行いました。このほか、国や関係機関と連携して、酸性雨や黄砂の実態調査を実施しました。

環日本海地域との国際環境協力については、(財)環日本海環境協力センター（NPEC）

と連携し、「北東アジア地域自治体連合環境分科委員会」を運営し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業を実施しました。特に、19年12月に開催した「北東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」で取りまとめられた「とやま宣言」に基づき、北東アジアの産学官が連携して、黄砂の視程調査を実施しました。また、日本、中国、韓国及びロシアの自治体やNGOの参加を得て、海辺の漂着物調査を実施したほか、中国遼寧省との大気環境に関する共同調査研究を実施しました。

北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の推進については、NOWPAPの活動の連絡調整を担う地域調整部（RCU）富山事務所の活動を支援するとともに、NOWPAPの特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）に指定されているNPECと連携して、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖に関する取組みや、人工衛星を活用したリモートセンシングによる特殊モニタリング技術に関する取組み、NOWPAP各国のモデル海域における富栄養化状況評価を実施しました。また、生物多様性を指標とした沿岸環境評価手法の検討のための富山湾パイロットスタディを実施するとともに、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に合わせて、環日本海生物多様性フォーラムを開催しました。

このほか、日本海及び環日本海地域の過去・現在・未来にわたる人間と自然とのかかわり、地域間の人間と人間とのかかわりについて、総合的、学際的に研究することを目的として、県が提唱している「日本海学」の確立、推進を図るため、日本海学推進機構を中心に、普及啓発事業や調査研究を行いました。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、「環境とやま県民会議」（19年6月設立）を中心に、各活動主体の連携協力により、日常生活の中でごみや二酸化炭素を極力出さない取組み（エコライフスタイル）を推進しました。また、20年4月に全国で初めてとなる県内全域でのレ

ジ袋の無料配布取止めを実現するとともに、県民総ぐるみでノーレジ袋県民大運動を展開しました。そのほか「エコドライブ推進大運動」として、エコドライブとやま推進協議会を中心にイベント等においてエコドライブの普及を図るとともに新聞、ラジオによる広報を実施するなど、県民総ぐるみの運動を展開しました。さらに18年3月に策定した「環境教育推進方針」の推進を図ったほか、(財)とやま環境財団と連携したこともエコクラブの活動支援や、学校、地域団体の希望に応じ、環境に関する講師を派遣する「出前講座」を実施しました。そのほか、交通事業者の協力も得て、「県・市町村統一ノーマイカーウィーク」・「ノーマイカー通勤チャレンジ事業」を実施するなど、「ノーマイカー県民運動」を推進しました。

県自らの環境への配慮の率先実行については、19年3月に策定した地球温暖化防止のための富山県庁行動計画（新県庁エコプラン）第2期計画や、県庁の環境マネジメントシステムに基づき、オフィス活動や各種事業における環境への配慮に取り組むとともに、県有施設の省エネ改修を実施しました。また、公共事業環境配慮指針に基づき、県が実施する公共工事において環境負荷の低減を図るとともに、グリーン購入調達方針に基づき、環境物品等の調達に努め、重点的に調達を推進する品目を拡大しました。

「総合的視点で取り組む環境の保全と創造」については、富岩運河等のダイオキシン類汚染などの課題に関係機関が連携して総合的な視点で取り組むため、第7次富山・高岡地域公害防止計画を推進したほか、大規模な開発事業に伴う環境への影響を低減するため、環境影響評価条例等に基づき、事業者による適切な配慮を指導しました。また、各試験研究機関において、環境保全等に関する各種調査研究を実施しました。

23年度においては、「安心とやま」の実現に向けて、環境の保全及び創造を通じ、環日本海地域をリードする「環境先端県」を

目指して、県民と力を合わせて各種施策に取り組みます。

「基本的施策の推進」については、環境基本計画に基づき、「清らかな水と豊かな緑に恵まれた快適な環境」の実現を目指し、県民、事業者及び行政が連携協力して、環境の保全と創造に関する各種施策を推進します。

「安全で健康な生活環境の確保」のため、大気環境の保全については、越境大気汚染や微小粒子状物質等の新たな課題に対応するため、ブルースカイ計画の見直しを進めます。また、福島第一原子力発電所の事故を受け、環境放射能調査体制を拡充するとともに、大気汚染などのない清澄な大気への関心を高めてもらうため、星空観察（スターウォッチング）を推進します。

水環境の保全については、公共用水域及び地下水の監視のほか、富山湾の水質保全対策、水生生物の保全環境基準の類型指定に向けた基礎調査を実施します。

地下水の保全については、節水に関する普及啓発や揚水設備の立入検査等を行うとともに、新たに、県内平野部における地下水揚水量の実態把握や消雪設備管理者への節水の助言、冬期間の適正揚水量の調査研究などの取組みを実施します。

騒音、振動のないやすらかな環境の実現については、自動車交通や航空機の騒音調査を行うとともに、市町村に対して技術支援を実施します。

化学物質については、化学物質管理計画を策定していない事業者に対し、計画の策定手順や内容について助言するなど、技術的な支援を行います。また、ダイオキシン類等に関する環境調査等を実施し、その結果を公表します。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」については、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理を県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議」を中心に、「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに

に、循環型社会構築のさらなる推進、廃棄物処理法の改正による規制強化等の社会情勢の変化を踏まえてとやま廃棄物プランの改正を行います。また、市町村をはじめ地域住民やNPO、事業者の取組みを支援するとともに、レジ袋削減をきっかけにしたエコライフを推進するため、エコ・クッキングの普及拡大や使用済小型家電等のリサイクルの推進、産業廃棄物の減量化や再生利用を進めるための技術的支援などの施策を実施します。

「自然と共生したうるおいのある環境の実現」については、国立公園等において登山道整備や植生復元、木製土留工などの整備を行うほか、能登半島国立公園の雨晴園地で展望休憩所を改修します。また、人と野生鳥獣との共生を図るため、狩猟免許試験を2回実施するなど引き続き有害鳥獣捕獲の担い手確保対策を推進するとともに、ツキノワグマ、ニホンザルについては、ツキノワグマ保護管理計画及びニホンザル保護管理計画に基づく事業等を実施し、イノシシについては、生息状況及び被害状況を調査し、被害防除対策を検討します。さらに、鳥獣被害を受けにくい協働の地域づくりのために、「富山県野生動物被害防止対策会議」を開催して、関係者の連携体制を強化するとともに、「野生動物被害防止対策プロジェクトチーム」による、人材育成、技術研修など地域への支援活動を実施します。このほか、レッドデータブックの改訂準備など生物多様性の保全の取組みを推進します。そして、県立自然公園の新規指定に向けた関係機関との調整を行うとともに、県民全体で支える森づくりを推進します。

「快適な環境づくり」については、「まちやむらを美しくする運動」等の統一活動の推進や「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の実施等により、引き続き県土美化推進運動を推進するとともに、県民参加による植樹運動などの緑化運動を展開します。また、景観条例に基づき、大規模行為の届出制度等の景観づくりの推進に関する施策

を実施します。さらに、「とやまの名水」等の本県の優れた水環境について、ホームページを活用するなど、各種の機会を捉えて情報発信します。このほか、海岸漂着物対策を推進するため、地域計画に基づき各主体が連携して回収・処理等に取り組めます。

「地球環境の保全への行動と積極的貢献」については、地球環境保全に関する情報を体系的に県民に提供します。また、とやま温暖化ストップ計画の改定に向けた検討や、エコライフの実践の呼びかけ、家庭や中小企業における省エネの取組みの支援を行うとともに、エコドライブ実践のさらなる拡大と定着を推進します。さらに、新エネルギーの導入促進として、庄発電所(仮称)の建設など農業用水を利用した小水力発電の推進や住宅用太陽光発電システム導入への補助、「水と緑の森づくり税」による県民全体で支える森づくりの推進など、県民、事業者、行政が一丸となった幅広い分野での実効性のある地球温暖化対策を充実、強化します。このほか、酸性雨・黄砂に関する実態調査を実施します。

環日本海地域との国際環境協力については、NPECと連携して、「北東アジア地域自治体連合第10回環境分科委員会」を開催し、環日本海地域の環境保全についての情報交換や自治体間での環境協力事業について検討を行います。また、環日本海地域における環境保全意識の高揚や環境保全活動を推進するため、環境保全活動へ積極的に参加、協力する環日本海・環境サポーターを募集するとともに、アートと海洋環境プロジェクトの実施、環日本海・環境保全・海へのいざない教室の実施、サポーター活動のPRなどを通じて、サポーターの取組みを支援します。さらに、NOWPAPのCEARACに指定されたNPECが国際的な役割を適切に果たせるよう、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖に関する取組みやリモートセンシングによる特殊モニタリング技術に関する取組み、NOWPAP各国のモデル海域における富栄養化状況評価の実施に加え、生物多様性に関する取組みを推進し

ます。さらに、北東アジア地域において顕在化している環境問題に対応するため、北東アジア環境パートナーズフォーラムで取りまとめられた「とやま宣言」に基づき、「黄砂の視程調査」や「北東アジア地域環境体験プログラム」の実施、環境に関する国際会議への積極的な参加などの取組みを産学官が連携協力して実施するとともに、北東アジア地域の海における漂着ごみの実態把握や沿岸住民の啓発のため、沿岸自治体の参加を得て、海辺の漂着物調査を実施します。

日本海学の推進については、日本海学推進機構と連携して、普及啓発や調査研究を推進します。

「環境の保全及び創造に向けたみんなの行動」については、20年4月から開始されたレジ袋の無料配布取止めを契機に、エコライフの実践を呼びかけるとともに、エコライフ・アクト大会や県内10市でのエコライフ・イベントの開催、スポーツ団体での環境保全活動の支援、幼児から高校生までの世代に応じた環境教育のプログラムの実施などによるエコライフの実践の場や機会の提供に取り組めます。また、「エコドライブ推進大運動」のこれまでの取組みに加え、「エコライフ・イベント」などにおいて、エコドライブの効果などを広く県民に紹介するなど、「エコドライブのあたりまえ化」に向け、引き続き県民総ぐるみの運動を推進するほか、「ノーマイカー県民運動」の推進を図るため、公共交通事業者の協力を得て実施する「県・市町村統一ノーマイカーウィーク」・「ノーマイカー通勤チャレンジ事業」への多くの参加を働きかけます。さらに、環境問題に関する理解と、環境の保全と創造に関する自主的な取組みの促進を図るため、環境教育推進方針を推進します。

県自らの環境への配慮の率先実行については、引き続き、環境に配慮したオフィス活動やエコイベント実施方針による取組みを推進するとともに、県有施設の省エネ改修を実施します。また、グリーン購入調達方針に基づき、環境物品等の調達に努めま

す。

「総合的視点で取り組む環境の保全及び創造」については、富岩運河等のダイオキシン類汚染対策や神通川流域の農用地土壌汚染対策等を引き続き行っていきます。また、環境影響評価条例等に基づき、事業者による適切な環境配慮を推進するとともに、各活動主体の連携協力により、県民総ぐるみでの環境保全を推進するため、「環境とやま県民会議」において、117すべての構成団体が参加のもと「一団体一宣言」運動を展開します。

複雑で多様化する環境問題を解決し、快適で恵み豊かな環境を保全し創造していくためには、今後とも、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

このため、環境の恵沢の享受と継承、持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止、地球環境保全の推進という環境基本条例の基本理念の実現に向け、関係機関と連携しながら、地域に根ざした環境保全活動を展開するなど、環境基本計画に基づく各種施策を積極的に推進していきます。